

北九州市子どもの未来をひらく教育プラン(平成26年2月改訂)概要

1 改訂の趣旨

教育委員会では、平成21年度に策定した、「北九州市子どもの未来をひらく教育プラン」に基づき、「教育日本一を実感できる環境づくり」を基本方針に、子どもの教育に対する満足度を高めるとともに、市民の参画を進める取組みを総合的に推進してきました。

しかしながら、子どもの学力、体力は依然として全国平均の水準を下回る状況であり、また、意欲の面でも、学年の進行とともに学習意欲が低下する傾向が引き続き見られるなど、解決すべき課題も多くあります。

また、この間、国においては、平成25年度から平成29年度までの5年間における成果目標や成果指標、具体的施策を示した「第2期教育振興基本計画」が策定されました。

一方、北九州市においても、北九州市基本計画（「元気発進！北九州」プラン）の見直しが行われ、教育の分野では、学力、体力のさらなる向上や特別支援教育の充実、いじめ防止対策の強化などの取組みが明示されました。

教育委員会では、これらの状況や、毎年実施している教育委員会事務の点検・評価の結果を踏まえ、「北九州市子どもの未来をひらく教育プラン」の改訂を行いました。改訂にあたっては、平成21年度に策定した現プランの概ね10年後を見据えた教育の目標、基本方針や10の施策等の骨格部分は堅持し、これまでの取組みを着実に進めつつ、東日本大震災の教訓を踏まえた防災・安全教育の推進や子どもの健康に関する危機管理、いじめ問題等、新たに生じた課題などを踏まえた今後5年間（平成26年度～平成30年度）の教育施策の方向性や指標、主な取組み等について見直しを行ったものです。

2 計画の位置づけ

- 子どもの教育を対象とした計画
- 北九州市基本構想・基本計画の「人づくり」を具体化する、子どもの教育にかかる部門別計画（本市教育振興基本計画に位置付け 教育基本法第17条第2項）

3 計画の期間

- 平成26年度から平成30年度までの5年間

4 計画の策定経過

- ・ 北九州市教育委員会会議等の開催
平成25年4月～平成26年2月
- ・ 改訂素案に関するパブリックコメントの実施
平成25年11月5日～平成25年12月4日

5 北九州市教育の目標・基本方針

北九州市教育の目標

思いやりの心をもつ、自立した子どもをはぐくむ

- 自分の可能性を信じ、夢や希望をもつ子ども
- 自分の力でやり遂げ、自立する力をもつ子ども
- 思いやりの心もち、行動できる子ども

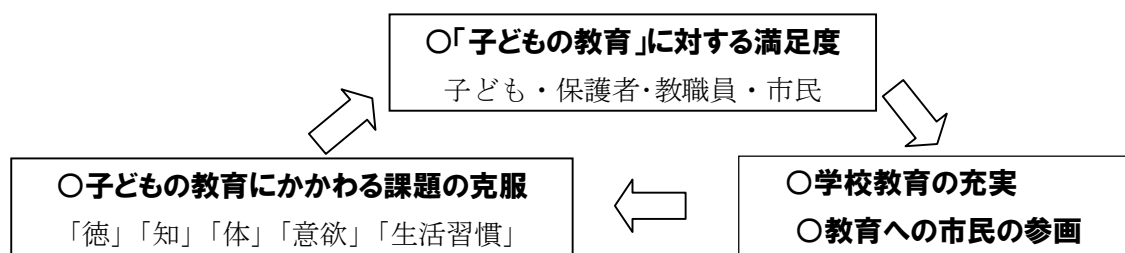
基本方針

教育日本一を実感できる環境づくり

- 「子どもの教育」に対する満足度を高める
- 「子どもの教育」への市民の参画を進める

6 計画のねらい

- ◎ 「徳」、「知」、「体」の課題に対応する、学校教育の充実を目指した計画
- ◎ 子どもの「意欲」や「生活習慣(学習習慣等)」の課題に対して、学校、家庭、地域が総がかりで取り組むことを目指した計画



7 教育に関する現状と課題

心の育ち	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自尊感情は、小学校では全国平均を若干下回り、学年進行とともに低下する傾向にある。 ○ 子どもの教育に関する市民の要望では「心の教育」が高い
学力	<ul style="list-style-type: none"> ○ 全国学力・学習状況調査の結果が、小6、中3いずれの学年、教科とも全国平均を下回る。
体力	<ul style="list-style-type: none"> ○ 全国体力・運動能力調査の結果が、小5、中2いずれの学年とも多くの項目で全国平均を下回る。

その背景にある課題



意 欲	<p>能動的、内発的な学習意欲が、学年の進行とともに低下する傾向 ◎勉強をして新しいことを知りたいと思う児童生徒 小3 81.3% 中1 57.8% 中3 59.3%</p> <p>積極的な授業態度が、学年の進行とともに低下 ◎授業中、他のことを考えていることがあると答えた児童生徒 小3 31.8% 中1 51.5% 中3 54.5%</p>
生活習慣	<p>起床時刻が全国と比較して遅く、朝食をとっていない子がみられる ◎午前7時より前に起きる児童生徒の割合 小6 65.4% 中3 51.6% 全国平均(小6 80.0% 中3 71.2%)</p> <p>◎朝食を毎日「食べている」「どちらかといえば食べている」児童生徒 小6 93.0% 中3 91.9% 全国平均(小6 96.3% 中3 93.8%)</p>
基本的生活習慣	
学習習慣	<p>授業以外で1時間以上学習する児童生徒が、全国平均を下回る ◎授業時間以外の学習時間が1時間以上の児童生徒 小6 49.6% 中3 55.5% 全国平均(小6 63.2% 中3 68.6%)</p>
読書習慣	<p>読書時間が全国平均を下回り、中学3年生の4割近くが、平日に学校以外で全く本を読まない ◎平日に全く読書をしない児童生徒 小6 23.7% 中3 39.1% 全国平均(小6 20.8% 中3 36.0%)</p>
運動習慣	<p>週3日以上運動やスポーツをする児童生徒が、全国平均を下回る ◎ほとんど毎日(週3日以上)運動やスポーツをする児童生徒 小5 男子 53.0% 女子 28.9% 全国平均(男 60.9% 女 35.6%) 中2 男子 76.2% 女子 51.1% 全国平均(男 83.3% 女 59.8%)</p>

8 計画に位置付けた施策・推進の考え方

- 学校、家庭、地域の教育力を高めるため、4つの基本的な柱に沿って10の施策を設定
- 市民の教育に対する「満足度」を高め、参画を進めるという基本方針について市民全体の共通理解を図るため、具体的でわかりやすい「学校、家庭、地域を挙げた重点取組み」を施策横断的に位置付け

◎ 10施策の主な取組みと学校、家庭、地域を挙げた重点取組み

学校の教育力

I 思いやりの心をもつ、自立した子どもをはぐくむ

施策1 心の育ちの推進

- ◆道徳教育・体験活動の充実
- ◆人権教育の推進
- ◆規範意識の醸成
- ◆いじめ等問題行動防止対策の充実

施策2 確かな学力の向上

- ◆学力の向上
- ◆家庭や地域と連携した学習習慣等の定着
- ◆読書活動の推進

施策3 健やかな体の育成

- ◆体力の向上
- ◆家庭や地域と連携した運動習慣等の定着
- ◆学校における食育の推進
- ◆家庭・地域と連携した食育の推進

施策4 子どもの意欲を高め、特性を伸ばす教育の推進

- ◆北九州市の特性を活かした教育の推進
- ◆幼児教育の充実

II 学校・教職員の力を高める

施策6 信頼される学校・園経営の推進

- ◆教職員が子どもと向き合う時間の確保
- ◆不登校・いじめへのきめ細かな対応
- ◆教職員の資質の向上・健康保持の対策
- ◆学校・園の組織力の向上・制度の見直し
- ◆防災・安全教育の推進及び子どもの健康に関する危機管理

施策7 教育環境の整備

- ◆子どもの意欲を高める安全で快適な教育環境の整備

施策5 特別支援教育の充実

- ◆特別支援教育を推進する体制の充実
- ◆教職員の専門性向上と保護者・市民への理解啓発

家庭の教育力

III 家庭の教育力を高める

施策8 家庭における教育・生活習慣づくりの充実

- ◆家庭教育支援の充実
- ◆家庭における基本的な生活習慣等の定着を図る取組みの推進

学校・家庭・地域を挙げた重点取組み

基本的な生活習慣の定着につながる取組み

- あいさつできる子ども日本一
- 読書好きな子ども日本一
- しっかり食べて元気な子ども日本一

教育への市民参画を進める取組み

- 子どもの教育を支えるスクールヘルパー日本一

地域の教育力

IV 地域の教育力を高める

施策9 地域と連携した学校運営の実現

- ◆学校の情報発信と連携促進

施策10 地域における教育活動の充実

- ◆団体・活動の支援
- ◆子どもの教育への市民の参画を促す取組みの推進
- ◆社会全体で子どもを見守る体制の構築

9 学校・家庭・地域を挙げた重点取組み項目

【基本的な生活習慣の定着につながる取組み】

○ あいさつできる子ども日本一 ～学校・家庭・地域をあげたあいさつ運動の推進～

- ・ 子どものコミュニケーション能力の基盤づくり、子どもに関心をもつ地域づくりを目指して、学校・家庭・地域をあげて「あいさつ運動」を推進。
- ・ 北九州市子どもを育てる10か条の普及促進活動をはじめ、就学を前にした子どもをもつ保護者に対する学習の機会や情報提供の充実などを通して、家庭とも連携した運動を展開。
- ・ スクールヘルパーによる見守り活動時の子どもたちへの声かけや、地域における清掃活動等での地域住民との交流など、地域と連携した運動を展開。

○ 読書好きな子ども日本一 ～子どもの読書活動の推進～

- ・ 学校における10分間読書の一層の推進。学校図書館職員の配置やボランティア（ブックヘルパー）等の活用による学校図書館の常時開館や開館時間の延長、レファレンス機能や蔵書の充実など、活用しやすく快適な読書環境を整備し、学校で読書好きな子どもを育てていく。
- ・ 調べ学習への対応など学校図書館の学習・情報機能の強化。
- ・ 「学校貸出図書セット」の充実など、市立図書館による学校の読書活動の支援。
- ・ 子どもを読書へ誘い、「言葉の力」の基盤をつくる音読暗唱ブック「ひまわり」の活用を推進
- ・ お勧め本リストの紹介、読み聞かせ講座の実施、「家読（うちどく）」、「ノーテレビ・ノーゲーム・読書の日」（毎月23日）の推進など、家庭における読書習慣の定着を図る。

○ しっかり食べて元気な子ども日本一 ～健康な体づくり～

- ・ 学校における継続的な体力向上策や、「身体を動かすこと」の重要性を重視した体育科・保健体育科の授業の推進。
- ・ 地域と連携した遊びの体験等、体を動かす機会を増やす取組みを推進。
- ・ 小・中学校等において、給食を食育の「生きた教材」として活用するとともに、食に関する体験的活動により、学校における食育を推進。
- ・ 早寝・早起き・朝ごはん運動の推進に加え、給食の保護者試食会や「弁当の日」の実施など、学校と連携した家庭における食育を推進。

【教育への市民参画を進める取組み】

○ 子どもの教育を支えるスクールヘルパー日本一 ～市民参画の促進～

- ・ 本市が誇る教育ボランティア制度であるスクールヘルパー制度を軸として、学校、家庭、地域が連携し、子どもの教育への市民参画を促進。
- ・ 登下校時の見守り活動などの安全対策、授業の準備などに加え、学校の読書活動や「学校支援地域本部事業」での学校支援の形などにより、スクールヘルパーを活用し、年間のスクールヘルパー延べ活動人数120,000人を目標として制度を充実。
- ・ 父親の教育参加など幅広い市民の参画を促すため、ワークライフバランスを推進するとともに、企業等が行う親学の推進活動を支援。

10 施策ごとの主な取組み

基本的な柱



思いやりの心をもつ、自立した子どもをはぐくむ

施策1 心の育ちの推進

◇ 施策の主な取組み

(1) 道徳教育・体験活動の充実

- ・小・中学校では、道徳教育推進教師（道徳主任）を中心に、学級・学年の児童生徒が優れた芸術や伝統文化、異年齢・地域交流など、価値ある体験や活動を重視するとともに、それらを生かした道徳の時間を充実させ、豊かな道徳性を養う道徳教育を推進します。
- ・学級活動や児童会・生徒会活動等、自発的・自治的な活動や学校行事をより充実させるとともに、対人スキルアッププログラムの実施などにより、児童生徒のコミュニケーションや人間関係づくりを促し、自尊感情を高めます。
- ・学校、家庭、地域の共通理解と連携のもとで、コミュニケーションの基本となる「あいさつ運動」を継続して進めます。

(2) 人権教育の推進

- ・人権の意義・内容について理解を深め、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができるような人権感覚を身に付け、それが様々な場面で行動に現れるように、新たな人権教育教材集等を活用しながら、教育活動全体を通じた人権教育を進めます。

(3) 規範意識の醸成

- ・警察等関係機関と連携しながら、ネットによる誹謗中傷をはじめとした有害サイト等の問題や違法ドラッグ（いわゆる脱法ドラッグ）も含めた薬物乱用の問題など、新しい課題にも対応した規範意識を育成する取組みを行います。

(4) いじめ等問題行動防止対策の充実

- ・生徒指導体制を充実するとともに、小・中学校が連携し義務教育9年間を通じたきめ細かい生徒指導を行うことにより、子どもの心のサインを見逃さずいじめ問題等を未然に防ぎます。また、早期解決に向け、児童生徒理解に基づいた積極的な生徒指導や教育相談活動など、関係機関とも連携しつつ対応を行います。さらに、「いじめ撲滅強化月間」において児童会・生徒会等による取組みを推進します。

施策2 確かな学力の向上

◇ 施策の主な取組み

(1) 学力の向上

- 各学校が策定する「学力向上プラン」のもとで、学習指導におけるPDCAサイクルを確立させるため、「北九州スタンダードカリキュラム」（指導内容）、「授業改善ハンドブック」（指導方法）、「指導と評価ハンドブック」（指導と評価の方法）の活用を高めるとともに、「学力向上プラン」の報告書作成などによる検証や見直しを行い、学力向上に取り組みます。
- 小中一貫・連携教育の推進のため、「小中一貫・連携教育基本方針&関連資料集」を活用し、連続性のあるカリキュラムや中学校教員による小学校への乗り入れ授業や小学校専科指導の充実などにより、小学校から中学校に進む段階でのつまずきを防止します。また、9年間の教育課程や教育活動を一体的に捉え、児童生徒の個に応じた質の高い・きめ細かい学習指導を通じて学力の向上に取り組みます。
- 各学校にICT活用授業実践事例を配布するなどして、各教科等での積極的なICT活用の推進に努め、児童生徒がICTを活用し、情報を収集・選択したり、調べたことを文章や図表にまとめたり、分かりやすく発表したり、表現したりする能力を育成します。

(2) 家庭や地域と連携した学習習慣等の定着

- 家庭学習習慣の定着を図るため、「家庭学習チャレンジハンドブック」を活用して、教職員が家庭学習の内容や進め方について共通認識をもつとともに、地道に取り組む学習の進め方を児童生徒に紹介します。また、各学校が作成する学校・学級通信などにより、家庭学習の重要性を啓発するとともに、学習習慣等の定着を推進していきます。
- 地域や大学生等の協力を得ながら子どもたちに放課後等の学習支援を行うことを通じて、基礎的な学力や学習習慣の定着を図ります。

(3) 読書活動の推進

- 学校図書館職員の配置やブックヘルパー等の活用により全ての小中学校で学校図書館の常時開館を実現し、レファレンス機能や蔵書を充実するなどして、活用しやすく快適な読書環境の整備を行います。また、ブックヘルパーの人材育成を図る研修会の実施や、学校図書館職員による小中学校の図書館の巡回などにより、整備された学校図書館を維持します。
- 家庭での読書習慣の定着を図るため、読み聞かせの実施や「ノーテレビ・ノーゲーム・読書の日」（毎月23日）の推進、「家読（うちどく）」の推進など、家庭における読書活動を促す取組みを進めます。

施策3 健やかな体の育成

◇ 施策の主な取組み

(1) 体力の向上

- ・「身体を動かすこと」、「歩く、走るなどの基礎的な運動」の重要性を重視し、小学校高学年の専科指導や中学校教員による小学校への乗り入れ授業など小中の連携による体育科・保健体育科の授業改善を進めるとともに、各学校が策定する「体力アッププラン」のもとで、教育活動全体を通じた、継続的な体力向上策を進めます。

(2) 家庭や地域と連携した運動習慣等の定着

- ・子ども一人一人の日常の運動や自分の体力への関心、体力向上への意欲を喚起し、楽しく運動に取り組む習慣づくりを進めるため、本市独自の「北九州市キッズダンス」、「ダンスフォーザフューチャー」を活用した「ダンスフェスティバル」などの取組みを推進します。

(3) 学校における食育の推進

- ・中学校完全給食の実施に伴い、小中学校9年間を通じて学校給食を「生きた教材」として活用し、栄養教諭等と連携した食育指導を充実させます。

(4) 家庭・地域における食育の推進

- ・学校とPTA協議会が連携した「早寝・早起き・朝ごはん運動」等の実施や、「家庭学習チャレンジハンドブック」の活用を通して朝食摂取の重要性を児童生徒や保護者へ啓発するなど、家庭での食習慣を充実させるとともに朝食摂取率を高める取組みを進めます。
- ・「学校給食レシピ集」や「朝食＋お弁当レシピ集」等の学校給食を通じた情報発信や「弁当の日」の推進により、児童生徒や保護者等が主体的に調理に取り組む意識を醸成し、家庭・地域での食育の理解促進を図ります。

施策4 子どもの意欲を高め、特性を伸ばす教育の推進

◇ 施策の主な取組み

(1) 北九州市の特性を活かした教育の推進

- ・子どもの学習意欲や活動意欲を高め、多様なグローバル社会の時代に生かせる資質能力を育成するため、北九州市の社会資源や企業や地域の人材を活用しながら、環境教育、英語教育、国際理解教育、情報教育、キャリア教育などにおいて、学んだことと実社会とのつながりを感じるとともに、知識・技能を活用する楽しさを感じ取ることができる教育活動を進めます。
- ・小学校の授業等においてALTを活用したり、中学生が自己の英語力を試したりする機会を充実させ、児童生徒の英語を使ったコミュニケーションに対する意欲を高めます。そのために、教員の外国語活動・英語の授業力及び教員自身の英語力の向上を図る研修等を充実させ、外国語活動・英語の指導にあたる教員の資質向上を目指します。

- 新たな ICT 機器やデジタルコンテンツ等を授業等で有効活用し、児童生徒の高度情報化社会に必要な能力の育成を図るとともに、学校ホームページ等において、情報モラルを身に付けさせることの重要性等を啓発するなどして、学校と家庭、地域とが連携した情報教育を進めます。
- 部活動を通じた生徒の心身の育成を目指して、「指導のガイドライン」に沿った効果的な指導の定着及び良好な人間関係の構築を図るため、講演会を軸とした管理職、部活動担当者及び外部講師等への研修を充実させるとともに、保護者の理解を得ながら、健全な部活動運営を推進します。

(2) 幼児教育の充実

- 基本的な生活習慣、豊かな人間性の基盤、健やかな体の基礎を培うために、幼児教育環境の整備や幼稚園における子育て支援機能を強化するとともに、保育環境から小学校の学習環境への円滑な接続を図るため、さらに、保幼小連携事業を推進し、幼児教育を充実させます。
- 本市全体の幼児教育水準の維持・向上のため、市立幼稚園としてのあり方を見直し、先導的な研究実践に取り組みます。また、その役割を果たすために、必要な園数で運営します。なお、研究実践活動での成果は、私立幼稚園も対象とした各種研修会等で発表を行うとともに、開発した教材を私立幼稚園や保育所などへ積極的に発信するなど、広く本市幼児教育全体の充実及びその普及に努めます。

施策 5 特別支援教育の充実

◇ 施策の主な取組み

(1) 特別支援教育を推進する体制の充実

- 特別支援教育相談センターと特別支援学校の相談支援機能を活かし、すべての幼稚園、小・中学校等において特別支援教育を推進します。特に入学予定児童については、本人・保護者の意見を最大限尊重しつつ、個別の教育支援計画等を活用するなどして、就学前の保育所・幼稚園等から指導や支援の継続を図る取組みを進め、早期からの教育相談や支援体制の充実を図ります。
- 児童生徒の障害の状況や地域的な設置状況等を踏まえながら、特別支援学級を教育的二一ズのある小・中学校の全校に設置し、通級指導教室を小・中学校ともに全区に設置することを目指し、特別支援教育の場を充実させます。
- 旧門司商業高等学校跡地への特別支援学校の新設をはじめ、今後は全市的な視野に立ち、複数障害種を対象とする特別支援学校の総合化の検討や、センター的機能の充実を図ることで、特別支援教育を推進する体制の整備を進めます。
- 就労支援コーディネーターが実習先や就労先となり得る企業を開拓することや、特別支援学校の進路指導担当者を主とした就労支援ネットワーク構築や労働関係機関等との連携を推進することなどにより、特別支援学校高等部卒業生の自立や社会参加を推進します。

(2) 教職員の専門性向上と保護者・市民への理解啓発

- より実践的で、演習や臨床を含む、専門性の高い特別支援教育コーディネーター養成研修等を行うことにより、各学校における特別支援教育を推進する核となる教員を増やします。
- 保護者や市民への理解啓発資料の配布や講座等の開催、ホームページの内容充実など、特別支援教育に関する情報を提供していきます。さらに、共生社会の形成に向けて、障害のある子どもたちと障害のない子どもたちが共に活動する交流及び共同学習を積極的に推進し、特別支援教育や障害のある子どもたちについての理解を広げていきます。

基本的な柱



学校・教職員の力を高める

施策6 信頼される学校・園経営の推進

◇ 施策の主な取組み

(1) 教職員が子どもと向き合う時間の確保

- 「小1プロブレム」や「中1ギャップ」といった課題に対応し、教職員が一人一人の子どもに向き合う時間を確保するため、小学校1・2・3年生及び中学校1年生について35人以下学級編制を引き続き実施します。対象学年の拡充については、国の動向等を踏まえ、検討を行います。また、学級編制に係る学校長の一部裁量制の導入の検討を行います。
- 市費講師などを少人数指導やいじめ、不登校対策など、各学校の現状や課題に応じて柔軟に活用できる環境づくりを進めるとともに適切な配置を行い、学校・教職員を支援します。
- 教職員の授業準備、教材研究などの時間の確保のため、成績処理のICT化をはじめとする校務支援システムの活用などにより、事務負担を軽減する取組みを進めます。

(2) 不登校・いじめへのきめ細かな対応

- 不登校児童生徒への対応は、「不登校児童生徒療育キャンプ」の実施、「不登校対策推進協議会」による具体的提案の事業への反映、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーによる相談対応、学校支援指導主事による指導・助言、さらに、関係機関との連携を一層強化することにより、不登校の減少と中1ギャップ解消のための取組みを進めます。
- いじめの問題に対しては、生徒指導体制を充実するとともに、小・中学校が連携し義務教育9年間を通したきめ細かい生徒指導を行うことにより、子どもの心のサインを見逃さずいじめ問題等を未然に防ぎます。また、早期解決に向け、児童生徒理解に基づいた積極的な生徒指導や教育相談活動など、関係機関とも連携しつつ対応を行います。さらに、「いじめ撲滅強化月間」において、児童生徒がポスター作成やいじめをしない意思表示を行う運動等、主体的な活動を行ういじめ撲滅の取組みを推進します。
- いじめ防止対策推進法の趣旨を踏まえ、いじめ防止対策を充実していく上での体制整備を図るとともに、関係機関との連携を密にしていきます。

(3) 教職員の資質の向上・健康保持の対策

- ・教員採用試験の改善等により受験者数を増やし、優れた資質を持つ教職員の継続的な確保を図ります。また、学校経営を担う校長をはじめとした管理職となる人材の育成を図るとともに、管理職試験の改善を行い、優秀な管理職等の確保を図ります。
- ・全職員に対するメンタルヘルスクエア対策などを進めるとともに、管理監督者に対するメンタルヘルス研修等を充実させ、教職員一人一人がその能力を発揮できる環境を整えていきます。
- ・「体罰防止のための手引き」を活用して校内研修を実施し、指導の在り方等を振り返るとともに、日々の生徒指導に活かすことで体罰のない学校づくりに取り組みます。

(4) 学校・園の組織力の向上・制度の見直し

- ・学校外からの管理職の登用による効果について評価を行い、登用の拡充等の検討を行います。
- ・「北九州市小中一貫・連携教育基本方針&関連資料集」を活用した全市的な小中一貫・連携教育の推進により、義務教育9年間を通じて連続性・系統性のある学習指導・生徒指導を行うとともに、小・中学校の指導方法・指導体制の充実を図ります。また、9年間を通じた学校・家庭・地域の連携を進めることで、信頼される学校づくり、開かれた学校づくりを推進します。
- ・学校週5日制の趣旨を踏まえつつ、土曜日授業を実施することで、保護者や地域住民等に開かれた学校づくりを推進します。

(5) 防災・安全教育の推進及び子どもの健康に関する危機管理

- ・教員用指導教材「北九州市防災教育プログラム（DVD資料付）」の活用計画を「学校安全計画」に位置付け、有効な活用を進めます。また、通学路の点検等についても計画的に実施し、点検内容を通学路安全マップに反映させ、子どもたちや各家庭への周知を図ります。「学校危機管理マニュアル」についても、適正な更新等を行い、研修を通して教職員への周知を徹底し、平素の備えの充実を図ります。
- ・災害時に主体的に行動する力の育成に向けて、各学校の実情に応じた（防犯を含む）想定のもとで、学期に1回以上、関係機関との連携及び保護者との協力や地域ぐるみの総合防災への発展も視野に入れた避難訓練を実施します。また、児童生徒と保護者や学校が避難場所を共有できる「災害時連絡カード」を配布し、防災意識の向上を図ります。
- ・健康に重大な影響を及ぼす新型インフルエンザ等の感染症情報の早期収集に努め、新型インフルエンザが発生した場合は、国、県の指示のもと、関係機関と協力し、北九州市新型インフルエンザ対策マニュアルに従い、感染予防、感染拡大防止策を実施します。また、食物アレルギー等によるアナフィラキシーショックについて適切に対応できるよう、教職員が相互に連携を図るとともに学校、保護者、主治医等が常に情報を共有し、子どもたちの健康を守ります。

施策7 教育環境の整備

◇ 施策の主な取組み

(1) 子どもの意欲を高める安全で快適な教育環境の整備

- ・地震に強く安全な教育環境整備のために、平成27年度までに学校施設の耐震化を完了します。
- ・国の動向を踏まえ、施設・設備などの長寿命化計画を策定し、効率的、効果的な維持管理に努めます。
- ・教育効果の向上と教育環境の整備を図るため、新たな学校規模適正化基準に基づき、学校規模適正化を推進します。
- ・北九州学術研究都市地区における大規模な宅地開発に伴う児童数の増加に対応するため、学研地区に小学校を新設します。

基本的な柱



家庭の教育力を高める

施策8 家庭における教育・生活習慣づくりの充実

◇ 施策の主な取組み

(1) 家庭教育支援の充実

- ・保護者が子どもと向き合う時間や精神的な余裕をもち、学校行事などの教育活動に参加できるように、子育て支援施策の充実及び企業等に対する仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進の働きかけとともに、企業等が行う親学（おやがく）の推進活動への支援を行います。
- ・教育の機会均等を図るため、経済的理由により就学が困難な小・中学生に対して学用品費等の一部を援助する就学援助制度や高校生、大学生などへの学資金を貸し付ける奨学金制度を引き続き実施します。また、中学校での進路指導の充実によって、奨学金の周知を図り、子育てに関する経済的負担の軽減に努めます。

(2) 家庭における基本的な生活習慣等の定着を図る取組みの推進

- ・PTAなどと連携して、「北九州市子どもを育てる10か条」の普及を通じた家庭や地域での「あいさつ運動」、「早寝・早起き・朝ごはん運動」を推進するとともに、家庭での読書習慣の定着を目指した「ノーテレビ・ノーゲーム・読書の日」（毎月23日）の普及啓発など、子どもの基本的な生活習慣等の改善につながる取組みを幼児期の段階から進めます。
- ・家庭における生活習慣、学習習慣等の定着を支援するため、各学校が作成する学校・学級通信や、「家庭学習チャレンジハンドブック」の活用などを通して、家庭学習の重要性を啓発するとともに、学習習慣等の定着を推進していきます。

施策 9 地域と連携した学校運営の実現

◇ 施策の主な取組み

(1) 学校の情報発信と連携促進

- ・校内巡視活動や登下校時の見守り活動などの安全対策、授業の準備、特別支援教育やブックヘルパーなど、スクールヘルパー制度を活用した学校支援を推進します。また、学校支援地域本部を設置し、地域や大学生の協力のもと、部活動の支援や環境整備、学習支援など、学校の教育活動を支援する体制づくりを進めます。
- ・経済界と連携することで、企業がもつ人材や経営のノウハウなどを活かし、出前授業や児童向けの体験学習、教職員を対象とした研修への講師派遣などに有効活用する仕組みづくりを進めます。

施策 10 地域における教育活動の充実

◇ 施策の主な取組み

(1) 団体活動の支援

- ・放課後児童クラブアドバイザーの派遣を通じて、放課後児童クラブと学校との相互の連携づくりを支援します。また、クラブの活動を充実させ、スポーツや地域との交流など体験活動の機会を確保します。

(2) 子どもの教育への市民の参画を促す取組みの推進

- ・豊富な知識・経験をもち地域社会に役立てたいがきっかけがないと考えている団塊世代等の方々の地域デビューを支援するなど、地域人材の新たなネットワークづくりのための取組みを進めていきます。

(3) 社会全体で子どもを見守る体制の構築

- ・子どもの見守りの取組みとして、郵便局と連携したポスト・パトロール・ネットワークなど地域との連携によるいじめや非行の未然防止、早期発見を行います。
- ・携帯電話等によるトラブル等に関する保護者や子どもの意識を高めるため、家庭、学校、警察等の関係機関と連携し、啓発や情報交換を行います。その取組みの一環としてネットトラブル等防止及び教職員に対する啓発研修事業や、保護者と学ぶ児童生徒の規範意識育成事業等を実施し、保護者にも啓発を行います。